

多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会要請

大都市制度に関する議論の根幹は、基礎自治体優先の原則のもと、住民がよりよい行政サービスを受けられるよう、大幅な権限と財源の移譲などを進め、真の分権型社会を実現することにある。

しかし、現行の指定都市制度は、道府県から一部の特例が認められているにすぎず、指定都市の潜在能力を十分に発揮することができないものとなっている。

先般、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が国会で成立したが、指定都市はその規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、異なる特性もあることから、大都市が抱える諸課題を解決するためには、道州制の議論も見守りつつ、各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。

そこで、この法律の成立を多様な大都市制度の実現に向けた第一歩と位置付け、多様な大都市制度の早期実現につなげていかなければならない。

ついては、特別区の外地域の適用に続く、特別自治市などの多様な大都市制度の早期実現のため、次に掲げる指定都市の意見を真摯に受け止め、必要となる法整備に向けて積極的に取り組むことを要請する。

1 特別自治市など多様な大都市制度の早期実現を図ること

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化やグローバル化の進展、また、地域社会の大きな変容への対応などの大都市が抱える諸課題を解決し、これまで我が国の経済成長を牽引してきた大都市が、引き続き我が国の活力を維持する役割を果たし、住民が安心して暮らせるようにしていくためには、指定都市への事務・税源移譲だけでは不十分であり、現行の指定都市制度を抜本的に見直すことが必要である。

そこで、大都市の区域内で発生している二重行政を完全に解

消するとともに、住民の意思をより適切に行政に反映しながら、大都市がその特性を活かし、圏域や日本全体を牽引するエンジンとしての役割を果たすことができるよう、指定都市市長会が従来から提案している特別自治市や新潟で進めている大都市制度など、各地域の実情に応じた多様な大都市制度を、国民の注目が集まっている今こそ、時期を逃すことなく早期に創設することが必要である。

2 まずは、都道府県が処理している、土地利用分野及び対人サービスの分野を中心とした事務とその税源を指定都市へ移譲し、速やかに二重行政の解消を図ること

現行の指定都市制度は、道府県との不明確な役割分担により、非効率な二重行政が発生していることなどの課題がある

そこで、基礎自治体優先の原則のもと、指定都市の区域において都道府県が処理することとされている事務については、原則として指定都市の役割分担とすべきである。

まずは、指定都市の区域内において都道府県が処理している、都市計画と農地等の土地利用の分野、福祉、医療分野、教育等の対人サービスの分野を中心に、指定都市へ事務を移譲することが必要である。また、あわせて指定都市が担う事務に見合った税源も移譲することで、速やかに二重行政の解消を図るべきである。

平成24年11月5日
指定都市市長会